



内閣府公益認定等委員会

詳しい公益法人制度の内容や申請手続については

国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト

公益法人  nformation

をご覧ください。

<https://www.koeki-info.go.jp/>



目 次

- P.2
令和7年 新年の御挨拶
- P.3
令和5年「公益法人の概況及び
公益認定等委員会の活動報告」について
- P.4
内閣府と地方所管法人等との対話
公益法人等制度改革説明会
(関東甲信越静岡ブロック)
- P.6
内閣府と地方所管法人等との対話
公益法人等制度改革説明会
(近畿ブロック)
- P.8
公益認定申請・法人運営相談等について

公益認定等委員会だより



内閣府公益認定等委員会委員長
佐久間 総一郎

令和7年 新年の御挨拶

新年明けましておめでとうございます。

令和7年の年頭にあたり、まずは、日々公益活動に取り組んでおられる公益法人関係者の方々、また、寄附や活動への参加などを通じて、公益法人をあたたく御支援くださっている多くの皆様に、厚く御礼を申し上げます。

昨年は、オリンピック・パラリンピックや野球のメジャーリーグ等のスポーツ、そしてノーベル平和賞受賞など文化、社会分野で日本人がグローバルに注目を集めた1年でしたが、日本の公益法人制度においても、更なる躍動に向けた大きな転換期となった1年でした。国会において公益二法が可決・成立し、新しい公益法人制度がいよいよ本年4月からスタートすることとなります。

変化の激しい時代における多様で複雑な社会的課題に取り組むためには、行政や営利企業だけでなく、公益法人をはじめとした民間非営利部門が「公」として果たす役割が、ますます重要となっています。

今般の制度改革は、民間による公益活動を活性化することが狙いとされています。そのために、公益法人の経営判断で社会的課題への機動的な取組を可能とすること、透明性とガバナンスの向上によって国民からの信頼を確保することを内容とする制度改革が行われました。

公益認定等委員会としては、このような改正の趣旨を踏まえながら、新制度の下で、民間公益の活性化に向けた審査・監督等に取り組んでまいります。

皆様におかれましては、今後とも、全国各地の公益法人の活動に引き続きの厚い御支援をいただきたく、また、内閣府公益認定等委員会及び都道府県の合議制機関の活動に対し、さらなる御理解を賜れば幸いです。

本年が皆様にとって良い年となるよう祈念しまして、新年の御挨拶といたします。

令和7年1月1日

令和5年

「公益法人の概況及び公益認定等委員会の活動報告」について

はじめに

「公益法人の概況及び公益認定等委員会の活動報告」は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第48条及び第57条の規定に基づき、公益認定等委員会の事務処理状況、公益法人の活動の状況、公益法人に対して行政庁がとった措置その他の事項についての報告、調査を行った結果を取りまとめたものです。

今般、都道府県の協力を得て、内閣府において、全行政庁（内閣府及び都道府県）分の公益法人の概況を取りまとめ、また、各都道府県に設置されている合議制の機関の事務処理状況に関するデータについても、公益認定等委員会の事務処理状況に関するデータと併せて収録し、公表しました。

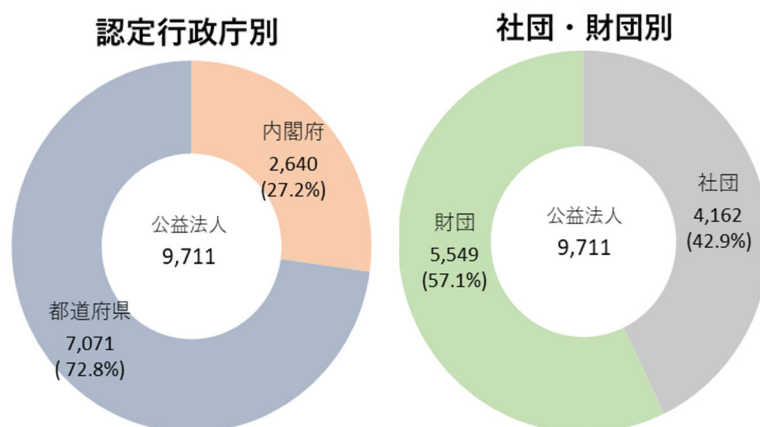
ポイント 1

公益法人総数は、9,711法人

令和5年12月1日現在の公益法人数は9,711法人となり、前年同日の9,672法人に比べて39法人の増となりました。

令和4年12月1日から令和5年11月30日の1年間に新たに公益認定を受けた一般法人は、内閣府認定が44法人、都道府県認定が36法人でした。

〈公益法人数の内訳〉



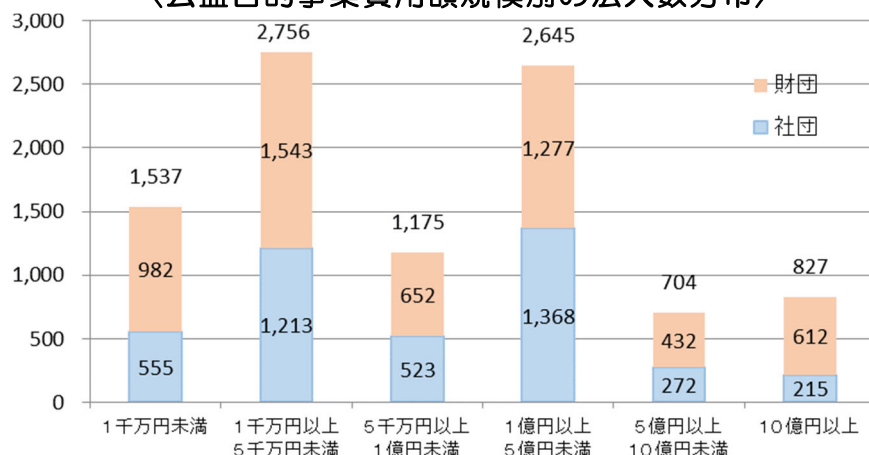
ポイント 2

公益法人の公益目的事業費用の総額は約6,2兆円

公益法人の年間の公益目的事業費用（注1）の総額は、約6兆1,622億円でした（注2）。前年の約5兆8,812億円（注3）に比べて、約2,810億円増えています。

公益目的事業費用額の規模別では、全体の5割以上の法人が、以下2つの分類で占めています。

〈公益目的事業費用額規模別の法人数分布〉



「1千万円以上 5千万円未満」28.6%

「1億円以上 5億円未満」27.4%

注1：公益法人が公益目的事業を実施するために支出した費用のこと。

注2：令和5年12月1日時点の入力確認済みデータによる。

注3：令和4年12月1日時点の入力確認済みデータによる。

公益法人informationに、報告書の全体を掲載しています。併せてご覧ください。

https://www.koeki-info.go.jp/outline/koueki_toukei_n4.html

内閣府と地方所管法人等との対話 (関 東 甲 信 越 静 ブ ロ ッ ク)

内閣府公益認定等委員会では、令和6年11月11日に、群馬県前橋市を訪れ、黒田委員及び佐藤委員の出席の下、「地方所管法人等との対話」（公益法人制度改革説明会及び群馬県所在の2法人との対話）などを行いましたので、その様子を紹介します。

1 内閣府と地方所管法人等との対話

(1) 公益法人制度改革説明会

新しい公益法人制度等について、群馬県の公益法人を対象とした説明会を開催し、約80法人（約80名）参加の下、高角事務局長から説明するとともに、質疑応答を行いました。質疑応答では、4法人から、公益信託の活用、収支相償が微差の場合、赤字繰越の開始時期、新旧様式の扱いについて質問がありました。

内閣府としても、今後同様の説明会を各地で開催し、本年4月から始まる新制度の周知に努めてまいります。



質疑応答の様子



制度改革の説明

(2) 法人との対話

(1)の説明会の群馬開催に合わせて県内の2法人に別途お集まりいただき、それぞれの活動内容を伺うとともに、全体で意見交換を行いました。

意見交換においては、公益社団法人全国食肉学校では、食肉加工に関する国家資格があるがあまり実用的ではないため独自の資格認証制度を制定している、食品衛生管理者登録講習会が他団体で隔年でしか実施していなかったところを、毎年開催にこぎつけました。また、外国人技能実習の受け皿が不足していたため、食肉業界からの要請を受けて厚生労働省に対して働きかけ、技能評価試験機関として認定されて試験を実施しているとの説明がありました。公益財団NEXUSスポーツ振興財団では、群馬県の地域文化振興助成についてなかなか応募に至らなかった苦労や、助成対象者との緊密なコンタクトからフォローの仕方についての実情などを伺いました。



意見交換の様子



出席者による集合写真

2 関東甲信越静ブロック会議

上記1の「内閣府と地方所管法人等との対話」に引き続き、内閣府公益認定等委員会と、関東甲信越静11県（茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野、静岡）との実務担当者クラスの情報交換会及び委員クラスの公益法人事務協議会を開催しました。

新たな公益法人制度及び公益信託制度に関して説明を行い、各都県の問題意識などを共有しました。

幹事県として大変お世話になった群馬県を始めとする関係都県の合議制機関委員及び実務担当者の皆様には、あらためて感謝申し上げます。



出席委員による集合写真

3 「法人との対話」に御参加いただいた公益法人の紹介

①公益社団法人全国食肉学校

事業の概要

公1：教育事業

(教育訓練事業、教育研修事業、資格付与事業、通信教育事業、衛生研修事業、調査研究事業)

収1：書籍販売(「食肉処理技法シリーズ 牛・豚部分肉編」等)

収2：食肉、食肉製品及び食肉調理品等の加工、製造及び販売(地元の道の駅等で販売)

許認可：認定職業能力開発校、食品衛生法第48条第6項第4号の講習会、食肉製品製造業

活動説明では、茨城県の文部科学省系の学校とともに全国で2つしかない食肉専門学校として、必要な人材を輩出しており、海外のシェフに対するセミナーや、世界各国へ出かけていって日本式の食肉処理、及び和食文化の普及に努めている旨のお話をいただきました。

設立年月日：昭和48年12月(社団法人として設立)

認定年月日：昭和49年9月(職業訓練校として認定)

移行年月日：平成23年11月(公益社団法人に移行)

登録年月日：平成27年1月(食品衛生管理者講習会の実施者として登録)

認定年月日：平成27年3月(外国人技能実習生の牛豚部分肉製造作業の試験機関として認定)



校舎外観

お肉検定の実施



ホームページ：<http://www.fma.ac.jp>

②公益財団法人

NEXUSスポーツ振興財団

事業の概要

公1：スポーツの振興及び地域文化振興に対する支援事業

助成対象者

(1) スポーツ競技者及び競技団体

(2) 18歳以下のジュニアスポーツ競技者及び競技団体

(3) 群馬県内で活動するスポーツ競技者及び競技団体、または、群馬県の地域文化振興を行う個人及び団体

活動説明では、フェンシングの日本チャンピオンであった代表が他の競技も含め助成が得られていない選手の応援や、出身地に恩返しを希望している旨のお話をいただきました。

設立年月日：令和元年9月(一般財団法人として設立)

移行年月日：令和2年7月(公益財団法人に移行)



スポーツ普及・振興支援



次世代育成



群馬県の地域文化振興とスポーツ

ホームページ：<https://nexus-sports.or.jp/>

内閣府と地方所管法人等との対話 公益法人等制度改革説明会 近畿ブロック会議

(内閣府公益認定等委員会委員と合議制機関委員との意見交換会、公益法人事務主管課長会議)

内閣府公益認定等委員会では、令和6年11月18日に湯浅委員長代理及び今泉委員の出席の下、「近畿ブロック会議（内閣府公益認定等委員会委員と合議制機関委員との意見交換会、公益法人事務主管課長会議）」を、翌11月19日には「内閣府と地方所管法人等との対話」を開催しました。

また、両日にわたり、府県事務担当者及び大阪府所管の公益法人を対象に「公益法人制度改革説明会」を開催しましたので、その様子を紹介します。



1. 内閣府と地方所管法人等との対話

内閣府公益認定等委員会では、公益の増進のあり方を公益法人をはじめとする法人等の関係者と共に考え続け、その成果を広く発信することを目的として「地方所管法人等との対話」を定め、地方における法人の活動の実情やご意見などを伺う活動を行っております。

その一環として11月19日に大阪府所管の下記3法人にご参加いただき、それぞれの活動内容や課題などの意見交換を行いました。

【公益社団法人こどものホスピスプロジェクト】

事業の概要

- (1) 生命を脅かす病気を持つ子どもとその家族へのホスピスケア・ビリーブメントケアを始めとする緩和ケアの提供
- (2) 小児緩和ケアに関する普及・啓発及び人材の育成に関する事業
- (3) コミュニティ型の子どもホスピスの開発や運営の助言等に関する事業

設立年：平成22年

公益認定日：令和元年9月2日

ホームページ：<https://www.childrenshospice.jp/>

活動説明では、コミュニティ型のこどもホスピスについて、他の地域でも施設を作りたいという動きの強まりを受け、日本で初の取り組みを行っている法人として問い合わせが増え、各地への広がりや応援できるように取り組む必要性を感じているという旨のお話をいただきました。



【公益財団法人シマノ・サイクル開発センター】

事業の概要

- (1) 自転車に関する調査分析
- (2) 自転車に関する普及啓発
- (3) シマノ自転車博物館の運営
- (4) 自転車ひろばの運営

設立年：平成3年

移行年月日：平成23年4月1日

ホームページ：<https://www.bikemuse.jp/>

活動説明では、自転車博物館の来館者増加に向けて、地元堺市や万博関連のイベントに出張展示の形で参加するなど、積極的に取り組まれている旨のお話をいただきました。



シマノ自転車博物館の外観→

【公益財団法人西成労働福祉センター】

事業の概要

- (1) 厚生労働大臣の許可を得て行う無料の職業紹介事業
- (2) 就労に関する相談及び支援事業
- (3) 技能講習に関する事業
- (4) 広報・啓発及び福利厚生事業

設立年：昭和37年

移行年月日：平成25年4月1日

ホームページ：<https://www.osaka-nrfc.or.jp/>

活動説明では、環境の変化に応じてニーズが多様化していることから、関係機関と連携し、地域とのつながりを大切にして事業に取り組まれている旨のお話をいただきました。



◎「地方所管法人等との対話」概要

前項でご紹介した大阪府所管の3法人にお集まりいただき、それぞれの活動概要を伺うとともに意見交換を行いました。

各法人からは事業概要の説明のほか、実施事業への思いや事業規模拡大の展望などの貴重なお話をいただきました。

また、制度改革説明会を聞いて、遊休財産管理や収支相償、変更認定手続きの簡素化など、新しい公益法人制度に期待しているとのコメントをいただきました。



対話風景



内閣府 湯浅委員長代理 挨拶



出席者の集合写真

ご参加いただいた（公社）こどものホスピスプロジェクト、（公財）シマノ・サイクル開発センター、（公財）西成労働福祉センターの皆様には、あらためて感謝申し上げます。

2. 公益法人制度改革説明会

新しい公益法人制度について、11月18日に近畿地区の府県法人事務担当者を対象に、翌19日は大阪府所管の公益法人を対象として説明会を開催し、公益法人対象の説明会には115法人（124名）にご参加いただきました。

高角局長から説明を行った後の質疑応答では府県担当者から公益充実資金の手続きや申請書の記載事項に関する質問が、法人からは点検調査の周期や定款変更についての質問をいただきました。

内閣府としては、今後も同様の説明会を各地で開催し、令和7年4月から始まる新制度の周知に努めてまいります。



府県事務担当者への説明会



大阪府所管法人への説明会

3. 近畿ブロック会議（滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、大阪府）

（内閣府公益認定等委員会委員と府県合議制機関委員との意見交換会、公益法人事務主管課長会議）

ブロック会議では、「内閣府公益認定等委員会と府県合議制機関委員との意見交換会」及び「公益法人事務主管課長会議」において、日頃の法人の審査業務や監督業務において生じた疑義についての意見交換を行いました。

◎内閣府公益認定等委員会委員と府県合議制機関委員との意見交換

意見交換会では、法人所有の処分困難な残余財産の取扱いや理事数が多い法人の理事会の適正化などの議題が提起され、活発な議論や意見交換が行われました。

◎公益法人事務主管課長会議

会議では、公益信託制度への移行措置や不適切事案の告発義務などの議題や各府県において業務上発生した疑義について、内閣府及び各府県での状況や考え方についての意見交換や情報共有が行われました。



意見交換会出席委員の集合写真

ブロック会議に出席いただいた近畿府県の合議制機関委員及び事務担当の方々、そして、全体の開催準備で大変お世話になった幹事県である大阪府の皆様にあらためて感謝申し上げます。

公益認定申請・法人運営相談等について

公益認定申請を予定されている法人、法人運営（事業報告書の書き方、理事会・評議員会の運営、変更認定申請等）についてのご相談は、以下の窓口をご活用ください。

■ 公益認定申請・法人運営に関する内閣府相談窓口

■ 窓口相談《要事前申込》

これから公益認定の申請に着手される一般社団法人及び一般財団法人を対象に窓口相談を実施しています。
詳細につきましては、下記のホームページをご覧ください。

公益法人information

トップページ → 「窓口相談」

電話 03(5403)9669

■ 電話相談

公益認定の申請や公益法人の運営に関し、専門相談員による電話相談を実施しています。

電話 03(5403)9669

時間 平日10時～16時45分



■ 電子申請システムに関するお問い合わせ

電子申請システムの操作方法、エラーの解決方法などの相談に対応しています。

電話 03(5403)9587

03(5403)9557

平日 9時～12時

13時～17時30分

（12時～13時は対応していません。）

■ 新しい公益法人制度説明会（各ブロック別）

新しい公益法人制度の周知・広報活動の一環として、全国6会場・ブロックにおいて、令和7年1月～3月に対面方式での説明会を実施します。

詳細は以下をご覧ください。

https://www.koeki-info.go.jp/administration/seminar.html#section_r6setsumeikai

■ 国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト「公益法人information」(<https://www.koeki-info.go.jp/>)について

公益法人制度に関する各種情報を掲載しています。個別の公益法人の検索もできます。

トップページ → 「公益法人とは」 → 「公益法人等の検索」

国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト
公益法人information

公益法人とは	公益法人への寄附	公益法人になる	公益法人の皆様へ	公益認定
公益法人とは 公益法人制度の簡単な解説。公益法人・移行法人の検索など	公益法人への寄附 公益法人への寄附に係る税制優遇に関する情報など	公益法人になる 公益認定を受けるために参考となる情報など	公益法人の皆様へ 公益法人・移行法人の運営に役立つ情報など	公益認定等委員会 公益認定等委員会の答申や活動状況など
		法律・制度関連 公益法人制度関連法令やガイドライン・FAQなど		

内閣府公益法人X 内閣府公益法人YouTube 内閣府公益法人メルマガジン

活動紹介を希望する公益法人を募集しています。

掲載のご希望がありましたら、下記の連絡先までお問い合わせください。

☒、YouTube、メールマガジンでも、公益法人に関する情報発信を行っています。

本誌についての問い合わせ先
内閣府公益認定等委員会事務局広報係

電話 03-5403-9555